

議案第 4 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 4 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「保健事業」を「高齢者保健事業」に改める。

第7条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「100分の8.26」を「100分の8.70」に改める。

第8条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「43,727円」を「45,512円」に改める。

第9条中「620,000円」を「640,000円」に改める。

第11条第1号中「第125条第1項」を「第125条から第125条の4まで」に、「保健事業（以下「保健事業」という。）」を「高齢者保健事業」に改める。

第13条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 高齢者保健事業

第22条の見出しを「（高齢者保健事業）」に改め、同条中「第125条第1項」を「第125条から第125条の4まで」に、「保健事業」を「高齢者保健事業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。